

【事案Ⅱ－４】後遺障害共済金請求

・平成 28 年 8 月 17 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人である被共済者が、平成 26 年 4 月に階段降下中、左足から落ちるようにステップに踵を着いたため、①左大腿骨骨挫傷、②左膝靭帯損傷の傷害を負い、その後も疼痛と可動域制限が残ったため、後遺障害診断を受けたところ、左大腿骨無腐性壊死との診断を受け、平成 27 年 11 月に後遺障害共済金の請求をした。これに対して被申立人から、上記障害は後遺障害共済金の支払要件である「不慮の事故を直接の原因とする障害」に該当せず、かつ、疼痛及び可動域制限はいずれも後遺障害の認定基準に達しないものとして、共済金支払を拒否されたため、その支払を求めて申し立てに及んだもの。

<申立人の主張>

後遺障害共済金を支払え、との判断を求める。

- (1) 申立人がビルの階段を降下中、左足から落ちるようにステップに踵を着いたため、高所から飛び降りたように左膝を含めた左足全体にしびれと強い衝撃を受けたが、当初は捻挫程度かと考えていた。しかし、痛みが強くなり、円滑歩行が困難となったため、受傷した日から 11 日後に総合病院を受診、19 日後に同病院でMR I 検査を受けたところ、①左大腿骨骨挫傷、②左膝靭帯損傷（捻挫）と診断された。
- (2) 後遺障害診断書にある「左大腿骨無腐性骨壊死」は、原因の 1 つに大腿骨頸部内側骨折に代表される外傷があげられている。「骨挫傷＝骨折」であり、これが本件障害の原因、もしくは、捻挫により左大腿骨骨挫傷を生じ、これが大腿骨無腐性壊死に至ったものであり、本件障害は、不慮の事故により生じたものである。
- (3) 左膝の疼痛はほとんど常時存在する。したがって、申立人の症状は後遺障害等級表の「局部に神経症状を残すもの」に該当する。

申立人の左膝の屈曲は 90 度程度であるから、下肢の関節の機能障害は「関節の可動域が健側の可動域角度の 3/4 以下に制限されているもの」に該当し、後遺障害等級表の「1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの」に該当する。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 左大腿骨骨挫傷の事実を認めるものではないが、仮に骨挫傷があったとしても、

それはMRIでようやく確認されるほどの小さな損傷であり、骨折とは異なる。

- (2) 骨挫傷は本来2～3か月で消失する可能性が高く、本件障害原因とはなっていない。本件においては、本件障害の原因となり得る大腿骨頸部骨折等が確認できないことから、申立人主張の階段降下中の事故と本件障害とは直接の因果関係があると判断できない。
- (3) 疼痛は雨天時・曇天時又は歩行時に発生するのであるから、ほとんど常時疼痛を残すものとはいえないため、後遺障害等級には該当しない。また、左膝の屈曲も後遺障害診断書の屈曲診断の結果によれば、等級に該当しない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人及び共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 申立人である被共済者が、階段降下中左膝を受傷したことに争いはない。
受傷の内容については、左大腿骨骨挫傷及び左膝靭帯損傷（捻挫）であると推認されるが、左大腿骨頸部骨折を認めるに足りる証拠はない。
- (2) 後遺障害診断書では、障害内容である左大腿骨無腐性骨壊死の負傷原因について「左膝捻挫」と記載されている。しかし、医療意見書によれば、「もともと経時的変化があったかもしれず、今回の件が悪化の引き金になった可能性も否定できない。左膝の疼痛について雨天・曇天時、可動時、歩行時に発生する。」と回答している。
- (3) 「大腿骨無腐性骨壊死」とは、何らかの原因で大腿骨の骨頭への血流が遮断されその骨端部の骨が壊死に陥る疾患であり、骨壊死にはそれに明らかに関与していると考えられる基礎疾患すなわち大腿骨頸部内側骨折、外傷性股関節脱臼、ベーチェット病などがある続発性骨壊死と、原因が不明瞭である特発性骨壊死とがある。申立人の左大腿骨無腐性骨壊死が、左膝捻挫による後遺障害といえるかどうかであるが、後遺障害診断書において「変性疾患のため」との記載があるから、病気による後遺障害といわざるを得ない。すなわち左膝捻挫の受傷日から11日も経って受診している事実によれば、この捻挫は実際に起きたが普通に生活できるレベルのものであり、左膝捻挫と左大腿骨無腐性骨壊死の間には相当因果関係がないものと判断せざるを得ない。

また、骨挫傷は、外的刺激によって起こる骨内の微小骨折等であるが、レントゲン検査では発見できずMRI検査によってはじめて発見できるほど微小な変化で、特に治療を施す必要はなく、数か月以内に自然消失すると言われている。したがって、これを本件障害の原因と認めることはできない。

なお、医療意見書の「今回の件が悪化の引き金になった可能性」という記述にお

いて、この場合の悪化というのは、捻挫による痛みの悪化であり、それがおさまらないうちに左大腿骨無腐性骨壊死の病状が悪化したものと推察される。したがって、本件障害の原因として左膝捻挫である可能性はゼロでないとされているものの、一般的な医学的見地からすれば本件傷病の原因は骨傷のない捻挫よりも変性や既往症により影響したものと推定されることから、少なくとも申立人が申告する不慮の事故と左大腿骨無腐性骨壊死に相当因果関係は認められない。